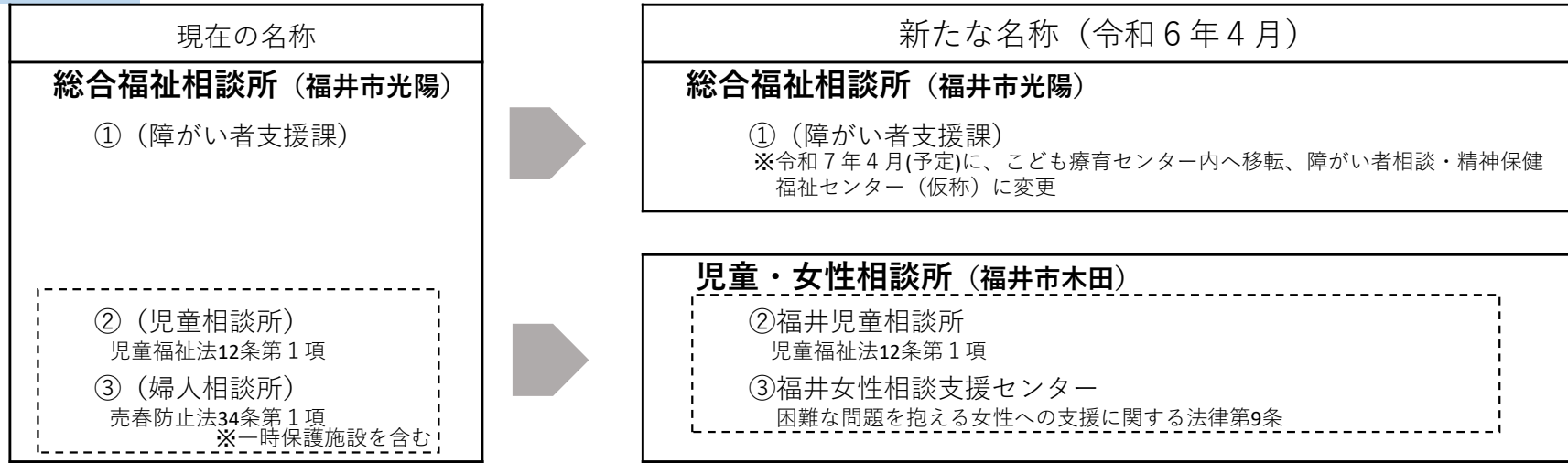


令和6年4月に現在の総合福祉相談所から児童相談所、婦人相談所部門が独立し、福井市木田へ移転することに伴い、組織名称を変更するとともに、児童相談所等の施設名称を下記のとおりとする。

組織名称の変更



条例改正（令和5年9月議会）

条例等名称	改正内容	施行
福井県総合福祉相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置および管理に関する条例 【総合福祉相談所】 ・身体・知的障害者更生相談所 ・精神保健福祉センター ・児童相談所 ・婦人相談所 【敦賀児童相談所】 ・児童相談所	条例改正（児童相談所および婦人相談所を削除） 「福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例」に変更 新設 「福井県児童・女性相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置に関する条例」	R6.4 R6.4

開所時期

令和6年4月1日 福井県児童・女性相談所（福井児童相談所、福井女性相談支援センター） 開所

(参考) 施設概要

木造2階建て(一部平屋建て) 3,940.87㎡



完成予想パース



建築状況写真 (R5.7.27撮影)

所在地：福井市木田3丁目(県職員住宅跡地)

敷地面積：7,203.28㎡

